

発議案第5号

君津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年11月28日

提出者 議会運営委員長 高橋 明

君津市議会議長 鵜田 剛 様

提案理由

議員定数22名に合わせ、各常任委員の定数を改めるため、君津市議会委員会条例（昭和45年君津市条例第40号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市議会委員会条例の一部を改正する条例

君津市議会委員会条例(昭和45年君津市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 教育福祉常任委員会 <u>7人</u></p> <p>保健福祉部の所掌に属する事項</p> <p>教育委員会事務局の所掌に属する事項</p> <p>(3) 経済環境常任委員会 <u>7人</u></p> <p>市民環境部の所掌に属する事項</p> <p>経済部の所掌に属する事項</p> <p>建設部の所掌に属する事項</p> <p>農業委員会事務局の所掌に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 教育福祉常任委員会 <u>8人</u></p> <p>保健福祉部の所掌に属する事項</p> <p>教育委員会事務局の所掌に属する事項</p> <p>(3) 経済環境常任委員会 <u>8人</u></p> <p>市民環境部の所掌に属する事項</p> <p>経済部の所掌に属する事項</p> <p>建設部の所掌に属する事項</p> <p>農業委員会事務局の所掌に属する事項</p>